

奈良県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十年十一月十二日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成二十年十一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

協 議 者	事 業 名	地 区 名
田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業（用排水路 ）	藏堂地区
田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業（農道整備 ）	鍵地区
田原本町長 寺田 典弘	水と農地活用促進事業（頭首工）	大安寺地区